

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008那第6号	
事故等名	押船第2かの丸被押起重機台船かの号乗揚	
発生年月日	平成20年6月26日 10時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県大島郡喜界島手久津久港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月20日 那覇・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長に電話聴取。 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船第2かの丸 19トン	
船舶番号(IMO番号)	293-33866鹿児島	
船舶所有者等	竹山建設株式会社	
船種・船名・総トン数	B	
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B	
負傷者	A 負傷者 なし B	
損害状況	A 船底に凹損、推進器翼に曲損	
事故等の経過	第2かの丸は、船長1名が乗り組み、起重機台船かの号に4名の作業員と消波ブロック1200トンを載せ、かの号を押航し、平成20年6月26日08時00分ごろ喜界島早町漁港を発し、同日10時00分ごろ、同島手久津久港港口に到着して、かの号を所定の位置に向けるべく回頭したところ、右舷からの波高2mのうねりを受けて圧流され、左舷のリーフに接触して軽い衝撃があったが、船体内外を調査し異常を認めなかったので運航を続けた。入渠時に船底に凹損、推進器翼に曲損を発見した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	あり
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	右舷からの波高約2mのうねり 操船が適切ではなかったこと
原因	本件乗揚は、操船が適切ではなかったことが関与した可能性があると考えられる。	